

## 妊婦さんのデンタルケア実施要領

### 1 目的

妊婦が自分自身の口腔状態を把握し、さらに歯科疾患の予防法を学ぶことで、これから生まれてくる子供の虫歯予防に、十分配慮できるよう支援することを目的とする。

### 2 実施主体

郡山市

### 3 対象者

郡山市に住所を有するすべての妊婦を対象とする（里帰り出産を含む）

### 4 実施内容

- (1) 歯科衛生講話
- (2) 歯科健康診査
- (3) 歯科保健指導（歯磨き実習）
- (4) 栄養講話

### 5 料金

無料

（附則）

この要領は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

（附則）

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（附則）

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。